福岡県水素グリーン成長戦略会議

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱

(順順)

第1条 福岡県水素グリーン成長戦略会議(以下「戦略会議」という。)が実施する地産地消型水 素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必 要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡県内の水素サプライチェーンの展開を促進し、県内産業の脱炭素化と競争力強化を図ることを目的として、県内で検討される地産地消型水素サプライチェーンの上流から下流の検討を含む経済性や効率性等の事業可能性調査事業(以下「FS」という。)を実施する者に対して行う補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)「地産地消型水素」とは、水素の需要地で製造する低炭素水素を自家消費又は近隣で活用するものをいう。
 - (2)「低炭素水素」とは、水素であって、その製造に伴って排出される二酸化炭素(以下「CO2」という。)の量が3.4kg-CO2e/kg-H2以下のものとする。
 - (3) 「FS」とは、事業者が地産地消型水素製造事業の検討段階での基礎調査や基本設計に向けた要件整理(概念設計)等の検討を幅広く実施するものとする。なお、基本設計(FEED)、詳細設計、実証事業、設備調達及び建設工事等は対象外とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の対象者は、第9条に規定する実績報告期限までにFSを完了する事業者で、次の 各号に掲げる要件すべてを備えたものでなければならない。
 - (1) 福岡県内において地産地消型水素製造事業の上流から下流の検討を含むFSを行う企業、団体等の事業者
 - (2) 税金を滞納していないこと
 - (3) FSを行う際に法令に違反するおそれがないものであること
 - (4)過去に類似の事業の経験をする等、FSを適切に遂行する組織体制及び人員等を有すること
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第5条 補助対象は、県内で実施するプロジェクトのFSに必要な経費とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の1/2以内の額(上限10,000千円)とする。
- 3 複数の事業者が共同でFSを行う場合、補助金の交付はその代表者に対して行うものとする。
- 4 第2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業 可能性調査支援補助金交付申請書」(様式1号)及び「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト 事業可能性調査支援補助金実施計画書」(別紙1)(以下「計画書」という。)を会長に提出する ものとする。

- 2 前項に規定する計画書を提出しようとする事業者は、計画書のほか、次の各号に掲げる書類を 提出するものとする。
- (1)「補助金計算書」(別紙2)
- (2) 別紙2に掲げる助成対象経費のうち、「3 委託・外注費」については見積書、設計書等
- (3) 申請日時点において、発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書又は現在全部事項証明書の 写し
- (4) 役員名簿
- (5) 国や他県、市町村等のほかの制度の補助を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容 が分かる資料
- (6) その他会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

- 第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請書類を審査し、補助対象の採否 を決定する。
- 2 会長は、補助金の交付を決定したときは「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付決定通知書」(様式第2号)により、不交付を決定したときは「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金不交付決定通知書」(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、補助金の目的を達成するために必要があるときは、前項の通知に際して必要な条件を 付すことができる。

(事業の変更又は中止)

第8条 前条第2項の補助金交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。) は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金事業変更(中止)申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、会長が定める日までに「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能 性調査支援補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。様式第5号。)を提出しなければ ならない。実績報告書を提出する際は、事業に要した経費が分かる根拠資料を添付すること。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金額の確定通知書」(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

- 第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の規定に基づく補助金の額の確定後に「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金請求書」(様式第7号)を会長に対し提出するものする。
- 2 会長は、前号の請求があった後、補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し、補助金の返還)

第12条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定の全部又は一

部を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。この場合において、取消しにより事業者に損害があっても、会長はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1)補助事業に関して、会長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) 補助事業を中止したとき
- (4) 補助金をほかの用途に使用したとき
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (6) 当該要綱の規定に違反したとき
- (7)役員等(法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。) が暴力団員であると認められるとき
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (9)役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (10) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき

(補助金の経理)

- 第13条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額 及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿 とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第14条 会長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(成果の帰属)

第15条 調査成果は、戦略会議と交付決定者との間に別段の合意がある場合を除き、補助事業者に 帰属する。ただし、会長が報告を求める場合、その成果を可能な限り報告するよう努めなければ ならない。

(諸様式)

第16条 この要綱に規定される手続きは、原則、要綱で定めた様式により行うものとする。ただし、 様式によりがたい特段の理由があるときは、様式記載の情報は記載されていることを条件として、 当該様式を適宜変更又は独自の様式により提出することを可能とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月21日より施行する。

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

(申請代表者)

住 所:

名称・代表者氏名:

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 交付申請書

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請書を提出します。

記

- 1 福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査の実施地域
- 2 事業実施額

補助事業に要する経費補助対象経費補助金の額

円

円

円(補助対象経費の1/2)

3 事業の内容

別紙1「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金実施計画書」、 別紙2「補助金計算書」のとおり

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 実施計画書

令和 年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

調査の要約(全角120文字以内)

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の規定に基づき、地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査における計画について、以下のとおり提出いたします。

また、交付要綱第4条に規定する補助対象者の要件をすべて満たしていることを誓約します。 併せて、暴力団排除のために、必要な官公庁の部署への照会が行われることに同意します。

補助事業の予定期日	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
代表者	
住所	
組織名	
	印
組織の代表者	H1
【連絡先】 住 所:〒 -	
連絡担当者名:	
所属: 役職:	
Tel: Fax:	
E-mail:	

【別紙1-1】

地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査 実施計画について

① プロジェクト概要	プロジェクト形成に向けた実施体制、スケジュールなど
② 有効性	水素供給量、想定するインフラ整備、安定供給の考え方など
③ CO2 削減量見込み	水素の炭素集約度、想定する CO2 削減量 など
④ 中長期的見通し	将来の水素需要量拡大 など
⑥他の助成等への申請状	况
助成制度(申請先)	申請額 交付状況
<u> </u>	

注意:計画書を補完するために目的・目標や参加組織の役割分担などを表した図表等を添付していただくことが可能です。

実施体制について

①参加組織一覧

組 織 名*1	住所・電話・FAX	役職名・氏名

※1 「組織名」は、代表する組織を一番上に書き、組織ごとに欄を分けて記入して下さい。

②企業概要

<u> </u>								
企業名								
	フリガナ							
代表者	氏名				性別	ļ	男性・	女性
	役職			生年		年	月	日
	1文4戦			月日		4-	Д	Р
本社所在地	TEL		FAX					
	(所属)	()	氏名)					
連絡担当者	TEL		FAX					
資 本 金		(万円)	設立年	三月 日		年	月	日
従 業 員	(全社)	人(福	岡県内)		人			
水素に関する								
事業実績								

^{※「}①参加組織一覧」に記載するすべての企業を記載すること

(申請者) 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議 会 長 佐藤 直樹 印

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日をもって申請のあった福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額金円

3 補助を受ける者は、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 交付要綱で定めるところに従わなければならない。

(申請者) 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議 会 長 佐藤 直樹

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記の理由により不交付となりましたので、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

(申請代表者)

住 所:

名称・代表者氏名:

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 事業変更(中止)申請書

令和 年 月 日付で交付決定通知のあった補助事業を下記の理由により変更(中止)したいので、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 概要(理由含む)

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

(申請代表者)

住 所:

名称・代表者氏名:

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施結果

別紙「福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金事業実績報告 書」のとおり

2 経費執行状況

補助事業に要する経費円補助対象経費円補助金の額円

※<u>任意の様式により、上記金額の根拠となる当該積算の内訳一覧の提出及び外注の場合は領収書の写しなどの提出が必要。なお、会長の求めにより追加提出が必要な場合</u>は迅速に対応をしなければならない。

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 事業実績報告書

- 1. 事業可能性調査実施期間 年 月 日~ 年 月 日
- 2. 調査報告内容 別紙のとおり。
 - *承認した地域における水素プロジェクトに関する情報(事業規模、整備イメージ、スケジュール、実施体制、経済性、効率性等)について任意の様式にて報告。
- 3. 今後の事業展開の見通しなど
 - *補助事業を踏まえた、水素サプライチェーンを展開するための時間軸や実施体制等について報告。

(補助事業者) 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議 会 長 佐藤 直樹

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 額の確定通知書

令和 年 月 日付で交付決定通知した補助事業について、令和 年 月日に提出のあった福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金事業実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

(補助事業者) 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議 会 長 佐藤 直樹

福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金 精算払請求書

令和 年 月 日付で額の確定をした補助事業について、福岡県地産地消型水素製造プロジェクト事業可能性調査支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金確定額 円

2 請求額 円

3. 請求情報

フリガナ		名義人との関係
口座名義人		本人 ・ 他()
金融機関名	銀行 農協 郵貯銀	行 本・支店
亚版级为石	信用金庫 信用組	1 2 3/
口座種類	普通・ 当座 口 座 番	号